



バイエル薬品株式会社
「企業活動と患者団体の関係の
透明性に関する方針」



序言

すべての社員をはじめ当社は、バイエルグループの目的である「Science for a better life」の下、革新的新薬の研究・開発および供給を継続的に実施することにより、医療および人々の健康に寄与しております。同使命を全うするために、当社は、あらゆる治療領域において患者団体と連携しています。患者団体とは、(1) 患者・家族、その支援者が主体となって構成され、(2) 患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、(3) 原則として、定款・会則により定義された役割や目的をもつ患者団体および患者支援団体であって、(4) 当社が患者団体として認定したものを意味します。相互の信頼に基づき、患者団体とアイデアや情報を共有することは、当社の業務において重要な取り組みです。これらの活動や患者団体との関係において、特に重要なことは、当社が、バイエル・コーポレート・コンプライアンス・ポリシーをはじめ、医薬品業界に適用される関連法規（日本製薬工業協会（以下「製薬協」）等の医薬品業界が策定した規約（「製薬協企業行動憲章」「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」「医療用医薬品プロモーションコード」等が含まれます。）を遵守し適正に行われること、パートナーの独立性が確保され、関係の透明性が担保されることであると考えます。当社は、製薬協が策定した「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」の遵守をお約束します。同ガイドラインを基準として、当社の透明性に関する本方針を策定しました。当社が患者団体に提供している金銭的支援等について、本ガイドラインに従い、情報を開示することにより、一層の透明性を確保するため、本「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する方針」を策定しました。



1. 目的

当社の企業活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、その活動が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることを目的とします。

2. 公開方法

自社ウェブサイトを通じて、製薬協の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則して患者団体等への資金提供について情報を公開します。

3. 公開時期

毎年 1-12 月分における支払につきまして製薬協の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則して翌年度中に公開します。

4. 公開対象と内容

当社は、直接的資金提供、間接的資金提供、当社からの依頼事項への謝礼等、労務提供を行った患者団体について、その内容を公開します。製薬協の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則し、次の開示項目について情報を公開します。

(1) 直接的資金提供

寄附金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等の直接的資金提供を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を公開します。

(2) 間接的資金提供

次の内容について患者団体名および年間の費用総額を公開します。

-患者団体支援を目的とした当社主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

-患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用



(3) 当社からの依頼事項への謝礼等

当社から患者団体に対して依頼を行った講師謝金、原稿執筆・監修料、調査費、アドバイザー等委託費用について患者団体名および費用項目ごとの金額を公開します。

(4) その他

当社が労務提供を行った患者団体名を公開します。